

# わが町の ドクター跡取りクリニック

第5回

## 2014年度の医療法人税制改正



税理士法人ブレインパートナー代表社員／公認会計士・税理士  
**矢野 厚登**

前回述べたように、旧制度の医療法人の課題は、内部留保が増加することによる持分評価の上昇であり、出資者が死亡すると相続人が多額の相続税を負担しなければならない可能性があることです。また、出資者が法人からの退社を希望した場合、払込出資額だけではなく、蓄積された内部留保分も戻しの対象となり、法人の経営基盤を揺るがす事態に発展するリスクもはらんでいます。このような旧制度の法人が安定的な医業経営を目指して新制度の医療法人に移行することを促進するため、2014年度の税制改正において「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予」の制度が創設され、今年の10月1日より施行されることになっています。

この制度は、施行日から3年以内に旧制度の医療法人が新制度の医療法人に移行する計画を策定して国の認定を受け、その移行計画に沿って3年以内に出資者が持分を放棄する手続を進めている場合は、その間に発生する法人持分の相続についての相続税が猶予されるというものです。さらに、その計画どおり新制度の医療法人への移行が完了すれば、猶予された相続税の支払いは免除されることとなっています。

ここまでは旧制度の医療法人にとつては大きなメリットがあるようみえますが、注意事項もあります。一定の要件を満たさないまま移行してしまった場合、内部留保

について医療法人が出資者から贈与を受けたものとみなされ、医療法人に贈与税が課せられるのです。この場合の一宗の要件には、同族関係者の役員割合の制限や、事業規模に関する基準があり、どの医療法人も該当するというものではないため、あらかじめ厚生労働省が公表している「出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル」で確認しておくほうがよいでしょう。一方、相続税は個人の財産の支出であるのに対し、法人が負担する贈与税はあくまで法人の支出となりますので、医療法人が贈与税を負担しても新制度に移行したいとう法人も存在するものと思われます。

金融機関の立場からみると、新制度への医療法人へ移行する場合、次のような融資機会が発生します。

一つは、移行に反対する出資者が退社を希望したとき、持分の戻し請求が発生します。その際、法人が戻し資金を融資で賄うことが想定されます。

また、すでに述べたように、法人が贈与税を払つても新制度に移行する選択をした場合、その贈与税の資金ニーズが発生します。これらの資金に対し、福祉医療機構が「経営安定化資金」で対応できることとしていますが、これらの方向性を検討する医療機関はおおむね経営基盤も強く、安定していることが多いので、民間の金融機関が取り組むことも十分可能と思われます。